

公 示

(企画競争)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA 東京）が、2018 年 1 月中旬より技術研修を開始する予定の案件に関し、企画競争を実施しますので、別紙のとおりプロポーザルの提出を招聘します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 東京 人間開発課（電話：03-3485-7469、担当：本郷）宛にお願いします。

2017 年 8 月 23 日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

1. 案件概要

- (1) 案件名 2017 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 人間開発課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間
2018 年 1 月 24 日から 2018 年 2 月 17 日まで
- (5) 契約履行期間 2017 年 12 月中旬から 2018 年 3 月中旬まで（予定）

2. 公示の趣旨

上記 1 及び別添の研修委託業務概要に示す業務の実施を希望する者を募集し、プロポーザル方式による企画競争をすることを目的に本公募を実施するものである。

3. 応募要件

- (1) 公示日において、平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付すること。
 - ・登記簿謄本（写）
 - ・財務諸表（直近 1 ヶ年分）
 - ・納税証明書（その 3 の 3）（写）
 - ・営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- (2) 本件業務を遂行する能力を有する団体等であること。また、業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- (3) 関心表明書提出の時点で、国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 公示日から選定結果通知の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止を受けていないこと。
- (6) 2019 年度まで本研修が毎年実施される場合には、同年度業務まで継続的

に受託可能であること。当該業務を受託した者とは、前年度の業務実施状況に特段の問題がない限り、2019年度業務まで継続的に契約する予定である（研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。ただし、契約は年度ごとに締結し、業務量、契約額等については年度ごとに見直しを行う。

4. 関心表明書の提出手続き等

(1) 提出書類

- 1) 関心表明書兼書等配布依頼書（様式1）
- 2) 応募要件3. (1)に該当することを確認できる書類（平成28・29・30年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し、もしくは登記簿謄本の写し等）

(2) 提出期限 2017年9月7日（木）正午まで（当センター必着）

※メール、郵送（宅配便での送付を含む。以下同じ。）又は持参で提出のこと。

(3) 提出方法・部数

- 1) メールで提出する場合
上記(1)の提出書類をPDFファイルにし、下記(4)の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
- 2) 郵送で提出する場合
上記(1)の提出書類（正1部）を、下記(4)の提出場所へ提出期限までに必着で郵送（配達記録の残るものに限る）すること。
- 3) 持参で提出する場合
上記(1)の提出書類（正1部）を、下記(4)提出場所へ提出期限までに持参すること。なお、受付時間は、平日10時から17時まで（正午から14時までは除く）。

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA東京 人間開発課（担当:本郷） 電話: 03-3485-7469

ticthd@jica.go.jp, Hongo.Nami@jica.go.jp

5. 企画競争説明書等の交付

- (1) 交付方法 上記4(1)の提出書類2点の受領後、1営業日以内に、提出された「関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書」に記載されているメールアドレスに対して、企画競争説明書等の格納先URL、当該URLにログインするためのIDとパスワードを送付する（ただし、パスワードにつ

- いては、別メールにて送付する。)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、企画競争説明書等をダウンロードすること。
- (2) 交付期間 ダウンロードが可能な期間は、2017年9月11日(月)17時までとする。この期間であれば、土日・祝日でもダウンロードが可能。

6. 質問受付

企画競争説明書の内容等に関し、質問がある場合は 2017年9月15日(金)正午までに、上記4.(4)の両方のメールアドレスへ送信すること(様式不問)。

回答は、提出された「関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書」に記載された各者メールアドレスに対して、2017年9月22日(金)17時までに送信する。

7. プロポーザル/見積書の提出及びその後の手続き等

- (1) プロポーザル/見積書の提出期限：2017年10月6日(金)正午までにメール、郵送又は持参で提出のこと。詳細は、企画競争説明書参照。
- (2) 選定結果通知：2017年10月23日(月)
- (3) 契約交渉：選定結果通知後に行う。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 共同企業体の結成：認める
- (5) 契約経費
当機構が定める研修委託にかかる諸経費(業務人件費、管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払う。
- (6) 国際協力機構の契約競争関連規定は、国際協力機構ホームページの「調達情報」(アドレス <http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

[注1]

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知ください。

[注2]

密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等^(注)として再就職していること

(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

別添

2017 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】 課題別研修「母子継続ケアと UHC」

【背景】

国際社会の共通目標としてミレニアム開発目標(MDGs)が設定され、現在は MDGs を基にして 2030 年までに達成できなかった課題を改善するために、持続可能な開発のための目標(SDGs)が設定された。MDGs では全般的には保険指標は改善がみられるが、依然として目標 4「乳幼児死亡率の削減」および目標 5「妊産婦の健康改善」の達成が最も遅れていると言われており、SDGs でも重要課題の一つとなっている。また、国全体として貧困は改善されつつあるものの、依然として保健人材の不足や適切な保健サービスの不足、リフェラルシステムの問題等があり、国内での都市部と農村部、富裕層と貧困層の格差が残る国が多い。こういった問題の中で、母子のさらなる健康改善のためには、母子継続ケアを含むプライマリヘルスケア(PHC)を切り口としたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に着目し取り組むことが重要であり、日本政府としてもそれに対する支援に取り組んでいる。

日本は、戦前、戦後を通し、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率を改善してきた歴史を持つ。これらの指標は、教育や経済成長などの広範な社会経済的要因と密接に関連しているため、保険施策のみでその改善要因を説明することは難しいが、国民皆保険の導入により国民が平等に医療サービスにアクセスできる制度を確立させたことや、既存の住民活動・民間活動を活用し、住民主体の保健活動を推進したことがその貢献要因の一つであると言える。さらに母子健康手帳の導入は、親の子育てに関する意識向上、医療関係者と利用者のコミュニケーションの改善、母子保健情報の提供、障害の早期発見・介入等、その果たした役割は大きい。

本コースにおいては、日本の母子保健および UHC の歩み、国・県・市町村が実施している母子継続ケアおよび UHC に貢献している法律や制度・施策、医療施設における周産期ケアの実際を学び、安心して出産・子育てができる日本の取組について理解することとしている。これらの理解を通じて、開発途上国の中央・地方の保健医療行政官が、自国の母子継続ケアを含む PHC を切り口とした UHC への達成を検討する機会を提供する。

【案件目標】

本研修では、日本における母子継続ケアと UHC の変遷と現在の政策、保健サービス並びに JICA によるこれまでの取り組みに触れ、自国の優先課題を解決するための具体案を検討し、継続性・持続性のある政策・戦略・ガイドラインのための提言案および行動計画を作成する。研修参加者には、自国において組織横断的な取り組みを開始することが期待されている。

【単元目標】

研修を通じ、以下を習得することを目標とする。

(1) 【UHC のグローバルな動き】

UHC の概念と概論、グローバルな動きを学び、母子保健がどのように UHC 達成に繋がるかを説明できる。

(2) 【母子継続ケア確保のための有効な戦略】

UHC 実現のために日本が実施している国民皆保険制度、母子保健システムの強化戦略等を理解し、母子継続ケアへの有効性と戦略が説明できる。

(3) 【行動計画】

単元目標 (1) (2) を踏まえ、研修員が各国において母子継続ケアに関連する UHC の優先課題を抽出し、解決に向けた行動計画を作成する。

【想定される研修項目】

- (1) インセプション・レポートの発表、課題分析
- (2) 日本の母子保健制度の講義・協議
- (3) 厚生労働省、地域医療センター、助産院等の視察
- (4) 他国から参加者との意見交換協議（作業、発表）、行動計画の作成・発表

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2018 年 1 月 24 日（水）～2018 年 2 月 17 日（土）

技術研修期間：2018 年 1 月 25 日（木）～2018 年 2 月 16 日（金）

【対象国】

ガーナ、ケニア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、フィリピン

【人数】（予定）12 名

【対象研修員】（資格要件）

母子保健行政の責任を有する中央・地方政府の保健医療行政官および関係省

庁の行政官で、当該分野において3年以上の経験を有する実務責任者であり、帰国後も同分野にて勤務が予定されている者。

【使用言語】

英語

【研修コース概要】

上記案件目標及び単元目標を達成するため、講義・視察・討議・演習等を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- (1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日翌日）
- (2) プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：1時間（来日翌日）
- (3) 評価会、閉講式：2時間（離日前日）

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ JICA 東京及びその他関係機関（JICA 人間開発部など）との連絡・調整
- ④ 研修監理員（通訳：日英）等との調整・確認
- ⑤ プログラムオリエンテーション（日程など研修詳細説明）の実施
- ⑥ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑦ 研修員の技術レベルの把握
- ⑧ 各種発表会の実施、討議の先導
- ⑨ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑩ 評価会への出席、実施補佐
- ⑪ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑫ 最終総括の実施

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応

- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付
- (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項
 - ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
 - ② 見学先への引率
 - ③ 研修旅行の手配（研修員、研修監理員、講師等同行者の旅行手配）及び支払い
 - ④ 見学謝金等の支払い
 - ⑤ 見学先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理
 - ① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成
 - ② 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約書記載の期限まで）に提出する。

4. その他

見積書をプロポーザルとともに提出すること。なお、研修委託契約の中に以下4-1～4-2を含めるものとし、やむを得ず含まれない場合は理由を明記すること。

4-1 移動等の手配

(1) 研修旅行：1日の行程が100kmを超えて移動する旅行をプロポーザルに含める場合は、次を対象にした経費を計上すること。

- 1) 同行する研修受託機関又は外部講師又は協力機関の関係者（1名まで）の研修旅費（交通費、日当、宿泊費）
- 2) 研修監理員（1名）および研修員の研修旅費（交通費、宿泊費）

(2) 近距離交通費：1日の行程が100km未満の移動については、外部講師及び協力機関の関係者を対象に交通費を積算すること。なお、研修委託契約の業務人件費の対象者が100km未満の旅行に同行する場合は、計上の対象とはならない。

(3) 移動手段：研修旅行、近距離移動のいずれも、原則、公共交通機関を利

用する。ただし、以下の条件であれば備上バスの利用及び経費の計上が可能である。

- 1) 乗員数が 10 名以上であり、且つ移動先が複数ある場合
- 2) 乗員数が 8 名以上であり、且つ徒歩の移動が困難な場合(概ね 15 分以上)
- 3) 乗員数が 5 名以上であり、且つ携行荷物が多い場合(電車又は航空機を利用する研修旅行における東京駅又は羽田空港への送迎を含む)
- 4) 公共交通機関利用と比較して、経費削減且つ時間短縮となる場合
- 5) 障害者など、他の移動手段を利用することが困難な乗員を含む場合
- 6) その他、コース運営上必要であると JICA 東京が認める場合
(なお、利用基準に該当する場合であっても、会食・観光のみを目的とする移動には、原則として備上バスは利用できない。)

4-2 教材の手配(講義テキストの作成、翻訳、印刷製本を含む)
調達に関する経費を計上すること。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

【様式 1】

平成 年 月 日

関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 〃
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

2017 年度課題別研修「母子継続ケアと UHC」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので、下記の書類を提出するとともに関心表明いたします。

つきましては、標記案件に係る企画競争説明書及び配布資料等一式を上記メールアドレスに送付願います。

なお、受領する企画競争説明書及び配布資料等一式については、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供を行いません。

記

- 1 応募要件 3. (1) に該当することを確認できる書類（平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し、もしくは登記簿謄本（写）など）

以 上